

平成28年3月9日

居宅介護支援事業所 管理者 様

香川県障害福祉課
総務・県立施設G

障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との
適用関係等について

平素は、障害者福祉行政に御尽力いただき心よりお礼申し上げます。

さて、標題の件について、適切な運用に努めていただいていると存じますが、今後とも別添資料のとおり御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

○配布資料

1. 平成24年11月29日付け

「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」

2. 平成27年2月18日付け事務連絡

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」

3. かがわ総合リハビリテーション成人支援施設・機能訓練事業の位置

4. かがわ総合リハビリテーション成人支援施設概要

○具体的なサービス内容については、下記まで御連絡願います。

連絡先：

かがわ総合リハビリテーション成人支援施設

高松市田村町 1114 番地

かがわ総合リハビリテーション成人支援施設 担当 小島

電 話：087-867-7686（内線524）

FAX：087-867-0420

障害者自立支援法に基づく 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

●介護保険サービス優先の原則

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされており、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用が優先される。

(市町における留意点)

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスを優先して受けることになる。その際、市町においては利用者の意向を十分把握し、代替のサービスを介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することが重要であり、一方的に介護保険サービスを特定し、一律に介護保険サービスを優先的に利用させることのないよう留意すること。

●介護保険サービスが優先されない場合

①介護保険サービスには相当サービスがない場合

障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については介護給付費等を支給する。

②介護保険サービスの限度額を超えるサービスが必要な場合

在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

③地域に必要な介護保険サービスを提供できる事業所がない場合等

利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

④介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合

介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害程度区分が認定された場合に限る。）。

●補装具費と介護保険制度との適用関係

介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や香川県障害福祉相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

●介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、介護保険適用除外施設の利用者については、介護保険適用除外施設から介護保険サービスに相当するサービスが提供されていることなどの理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受ければ介護保険サービスを利用することができる。

介護保険適用除外施設

指定障害者支援施設、療養介護事業所、旧重症心身障害児施設、ハンセン病療養所、救護施設等

●65歳以上の障害者支援施設利用者の取り扱いについて

介護保険適用除外施設からサービスの提供を受けている者については、当分の間介護保険の被保険者とはならないこととされていることから、障害者支援施設に入所中の利用者について65歳に達したことを理由に介護保険サービスの利用を求めることは適切ではない。つまり、障害者支援施設利用者が65歳になったことだけを理由に退所を求められることはない。

ただし支援の結果入所施設の利用の必要がなくなった者については、年齢を問わず地域生活に移行する必要があるが、その場合において65歳以上の障害者については、要介護認定等を受け、介護保険サービスを利用することができるようになる。

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 18 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害保健福祉部 (局) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課
障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。)でお示しするとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知しているところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施したところである。

本調査結果は別添のとおりであるが、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

記

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

(2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者の40歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65歳到達日等」という。）の3か月前以内に

要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3)にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2) 障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者にも与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- ・介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において

介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

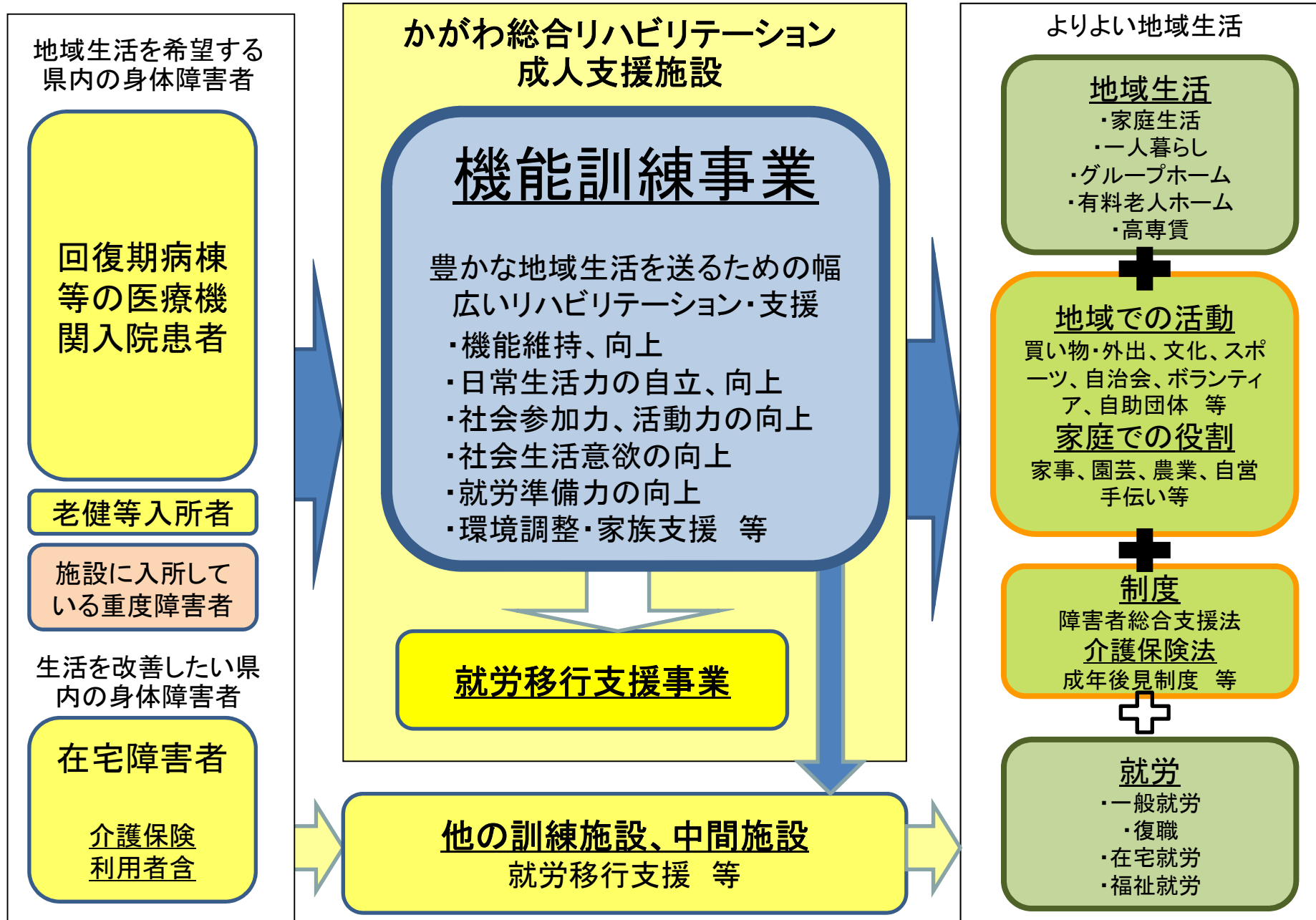
したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われにくいという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

かがわ総合リハビリテーション成人支援施設・機能訓練事業の位置



かがわ総合リハビリテーション成人支援施設

利用者の方々の身体能力や生活能力、職業能力を向上させ、地域の中で積極的に生きる力と意欲を養い、より良いかたちでの社会生活や職業生活を送れるよう支援する「障害者支援施設」です。



【お問い合わせ】

〒761-8057 高松市田村町1114番地

TEL (087)867-8422

FAX (087)867-0420

* 自立訓練(機能訓練・生活訓練)担当: 池田、舘野

E-mail ikeda@kagawa-reha.net

* 就労移行支援担当: 六車、上原

E-mail muguruma@kagawa-reha.net

まで

- ※1.回復期リハ病棟から直接ご利用になる場合は、診療報酬上「在宅復帰」扱いとなります。
- 2.ご利用には、お住まいの市町への申請が必要になります。

成人支援施設のサービス(1)

■ 自立訓練(機能訓練) 〈利用期間〉1年6ヶ月まで

〈対象〉18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方です。

〈支援の内容〉

家庭や地域でより良い過ごしをするために

- ・PT・OTなどの身体的なリハビリテーション
- ・高次脳機能障害や失語に対するトレーニング
- ・トイレや着替え、入浴など日常生活動作
- ・料理などの家事動作や生活管理
- ・プールなどスポーツをとおしての体力づくりと健康管理
- ・近隣への外出やショッピングセンターでの買物
- ・電車・バス・自動車利用などの交通機関利用
- ・通い場所や外での活動づくり
- ・制度の学習や社会資源の活用

職場復帰や就労の前段階でのトレーニング

・就職や復職を希望する方に対する作業活動や体力づくりなどの基礎的なトレーニングなど、地域で実際的な生活力の向上や社会参加に焦点を当てたプログラムを提供しています。



公共交通機関を利用した外出訓練



余暇支援として創作活動や書道・生け花などのサークル活動も実施しています。



歩行訓練などの身体的なリハビリテーションの様子です。



高次脳機能障害、失語症に対するグループ訓練も行っています。

成人支援施設のサービス（２）

■ 自立訓練（生活訓練） 〈利用期間〉2年まで

〈対象〉主に身体障害のない高次脳機能障害者の方や発達障害者の方です。

〈支援の内容〉

高次脳機能障害の理解や自己認識の向上、メモや携帯電話の活用（代償手段の獲得）、調理や交通機関利用、リハセンター行事へのバザー参加等を通じた遂行機能の向上などに取り組み、社会適応力を向上させ、地域での自立した生活につなげています。

発達障害のある方に対しては、対人スキルや体力づくり、規則正しい生活づくり、緩やかな作業活動などをおして、就職に向けた前段階のトレーニングを行います。



市街地外出の計画をグループで検討し、遂行機能の向上を図ります。



高次脳機能障害についての対応方法など、家族支援も行います。

成人支援施設のサービス（３）

■ 就労移行支援 〈利用期間〉2年まで

〈対象〉一般企業等での新規就職および復職、在宅での就労を希望する65歳未満の身体・知的・精神の各障害いずれかに該当する方です。

〈支援の内容〉

就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着支援等を行っています。



パソコンを使った事務系訓練



箱折り作業など手作業中心の作業系訓練

- ・事務系訓練…パソコンの技能習得や資格取得、電話対応等の事務処理能力の獲得等。
- ・作業系訓練…箱折・梱包等の軽作業や清掃・園芸等の立ち作業により必要な技能・体力を身につける等。
- ・企業等での実習も設定してスムーズに就職に結びつくよう支援しています。

■ 施設入所支援

身体障害のある方で通所による利用が難しい方については、施設に入所してサービスを利用することができます。

■ 送迎サービス

一部エリア内で送迎サービスも実施していますのでご相談ください。